千葉市大宮学校給食センター
維持管理運営長期包括事業

実　施　方　針

令和元年８月１日

千葉市

目　　次

第１　用語の定義..... 1
第２　事業概要..... 2
１　事業内容に関する事項..... 2
第３　応募に関する条件等..... 6
１　応募者の備えるべき参加資格要件..... 6
２　応募に関する留意事項..... 8
第４　応募の手続き等..... 10
１　事業者の募集・選定スケジュール（案）..... 10
２　応募の手続き..... 10
第５　提案に関する条件..... 13
１　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件..... 13
２　事業計画に関する提案の条件..... 13
第６　優先交渉権者の選定方法等..... 14
１　選定方法..... 14
２　審査の手順及び方法..... 14
第７　優先交渉権者決定後の手続..... 15
１　基本協定の締結..... 15
２　ＳＰＣの設立..... 15
３　契約の締結..... 15
４　次点交渉権者との協議..... 15
５　保険..... 15
６　リスク管理方針..... 16
第８　その他事業の実施に関し必要な事項..... 17
１　本事業に関する問合せ先..... 17
別紙１　事業スキーム図..... 18
別紙２　実施方針に関する質問書..... 19
別紙３　現地見学への参加申込書..... 20

第１　用語の定義

本募集要項で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

用語	定義
①市	千葉市をいう。
②本事業	「千葉市大宮学校給食センター維持管理運営長期包括事業」をいう。
③本施設	本事業で維持管理・運営を行う千葉市大宮学校給食センターの建築本体、建築設備、厨房設備、付帯設備、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。
④募集要項等	募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書（案)、契約書（案）をいう。
⑤応募者	本事業に応募する企業又は企業グループをいう。
⑥ＳＰＣ	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
⑦構成員	ＳＰＣに対して出資し、ＳＰＣが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑧協力企業	ＳＰＣに対して出資せず、ＳＰＣが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑨運営企業	本事業の運営を行う企業をいう。
⑩維持管理企業	本事業の維持管理を行う企業をいう。
⑪厨房設備企業	本事業の調理設備の修繕及び保守管理を行う企業をいう。
⑫その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
⑬代表企業	応募者の構成員の中から代表となる企業をいう。
⑭優先交渉権者	審査結果により得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者（1位）であり、市と契約に関する交渉を行う者をいう。
⑮事業者	本事業を実施する企業（ＳＰＣ）をいう。
⑯保守※	点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うこと。ただし、分解整備にかかるものを除く。
⑰修繕※	建築物の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、分解整備等、改修（改善)、更新に該当する部分を除く。

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「平成31年度版　建築物のライフサイクルコスト第2版」（発行：一般財団法人建築保全センター）の定義に基づく。

第２　事業概要

１　事業内容に関する事項

⑴　事業名称

千葉市大宮学校給食センター維持管理運営長期包括事業

⑵　対象施設となる公共施設

千葉市大宮学校給食センター

⑶　公共施設の管理者の名称

千葉市長　　熊谷　俊人

⑷　事業の目的

本施設は平成 17 年 4 月にＰＦＩ事業として供用開始しており、令和 2 年 3 月末に事業期間の 15 年が終了する予定である。ＰＦＩ事業期間の終了後について、引き続き市内の小中学校への給食提供に向けた学校給食センターの機能維持が必要であり、本施設について継続的に使用していく方針である。そのため、今後本施設を利用していくために施設や設備等の修繕を適宜実施していく必要がある。

市は本施設の継続的な利用及び事業実施にあたり、平成 30 年度に次期事業手法検討を行っており、当該検討結果に基づき、施設の運営及び修繕を含む維持管理の包括的な事業実施を行う。

本事業では、民間事業者の創意工夫等を活用し、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を図ることを期待する。

⑸　事業の内容

本事業は、次の事業内容とし、詳しくは公募時に示す。

ア　事業方式

本事業は、施設の維持管理・運営を包括的に実施する長期包括委託により実施する。

イ　事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
令和元年12月中旬	基本協定の締結
令和 2年 1月下旬	契約の締結
令和 2年 4月	本事業の運営・維持管理の開始
令和12年 3月	事業期間終了（維持管理・運営期間10年間）

ウ　事業者の業務範囲

⑺　運営業務

a　業務開始前の引継業務
b　調理等業務
c　配送・回送業務
d　残滓計量等及び洗浄業務
e　衛生管理業務
f　食育支援業務
g　業務終了時の引継業務

⑷　維持管理業務

a　建築物保守管理業務
b　建築設備保守管理業務
c　調理設備保守管理業務
d　外構等保守管理業務
e　各種備品保守管理等業務
f　清掃業務
g　警備業務
h　修繕業務

エ　事業者の収入

事業者の収入は次のとおりとする。詳しくは募集要項等公表時に示す。

⑺　市が支払う委託料

上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者に委託料を支払う。委託料は、物価変動や金利変動があった場合には、契約に従って改定することがある。また、事業者の契約の履行状況により、市は事業者に支払う委託料を減額又は停止することがある。

⑹　法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、必要な法令、要綱、各種基準等を遵守することとする。下記に示すものは参考とする。

ア　法令・施行令・施行規則

・学校教育法
・学校給食法
・学校保健安全法
・食品衛生法
・食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
・建築基準法
・都市計画法
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
・工場立地法

・消防法
・水道法
・下水道法
・大気汚染防止法
・騒音規制法
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・水質汚濁防止法
・土壌汚染対策法
・振動規制法
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
・資源の有効な利用の促進に関する法律
・エネルギーの使用の合理化に関する法律
・警備業法
・労働安全衛生法
・景観法
・各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
・千葉県福祉のまちづくり条例
・千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例
・千葉市環境基本条例
・千葉市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例
・千葉市下水道条例
・千葉市食品衛生法施行細則
・その他関連法令、条例等

イ　要綱・各種基準等
・学校給食衛生管理基準
・大量調理施設衛生管理マニュアル
・学校環境衛生基準
・建築工事安全施工技術指針
・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
・建設副産物適正処理推進要綱
・建築設計基準及び同解説
・2018 年追補版建築物の構造関係技術基準解説書
・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
・建築設備計画基準
・建築設備設計基準
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
・建築工事監理指針
・電気設備工事監理指針
・機械設備工事監理指針
・建築工事標準詳細図
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編））
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
・公共建築工事積算基準
・公共建築数量積算基準
・公共建築設備数量積算基準
・建築保全業務共通仕様書
・建築保全業務積算基準
・官庁施設の基本的性能基準
・千葉市公共施設等緑化推進要綱
・千葉市工場等緑化推進要綱
・千葉市建築物の環境配慮に関する要綱
・千葉市土壌汚染対策指導要綱総合耐震計画基準
・その他の関連要綱及び各種基準等

第３　応募に関する条件等

１　応募者の備えるべき参加資格要件

⑴　応募者の構成等

本事業に応募する事業者の構成等は次のとおりとする。

ア　応募者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

㋐　運営企業

㋑　厨房設備企業

㋒　維持管理企業

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

イ　応募者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

ウ　応募者は、構成員の中から代表となる企業を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

エ　参加表明書提出以降、応募者の構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ　応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

カ　構成員及び協力企業が上記⑴アに掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。

⑵　応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア　本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ　本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

ウ　平成 30・31 年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていること。

※入札参加資格者名簿への登録については、随時申請を受け付けているが、申請時期により登載日が異なる。本事業に参加を希望する者は令和元年 11 月 1 日時点で資格者名簿に登載されていること。

エ　運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で運営業務を実施する場合、全ての企業が㋐の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

㋐　ＨＡＣＣＰ対応施設に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している者」とは、ＨＡＣＣＰ対応施設（ＨＡＣＣＰの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設計の完了または運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の実施設計の完

了または運営した実績、ＨＡＣＣＰに関する書籍の出版等の実績、ＨＡＣＣＰに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

⑷　ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の調理業務を行った実績を有していること。

オ　厨房設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。

⑺　ＨＡＣＣＰ対応施設に対する相当の知識を有していること。

⑶　応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者。

イ　市より入札参加停止の措置を受けている者。

ウ　清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

オ　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。

カ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。

キ　直近１年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

ク　千葉市暴力団排除条例第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

ケ　本事業のアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地）

⑷　参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格要件の確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記⑴～⑶の要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。ただし、応募者のうち代表企業以外の構成員又は協力企業が上記⑴～⑶の要件を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

２　応募に関する留意事項

⑴　募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

⑵　応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

⑶　使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑷　公正な応募の確保

応募にあたって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、市は契約の解除等の措置をとることがある。

⑸　応募に係る提出書類の取扱い

ア　著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

イ　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

⑹　応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア　参加資格要件のない者が行った応募

イ　委任状を提出しない代理人による応募

ウ　記名押印を欠く応募

エ　金額を訂正した応募

オ　誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募

カ　明らかに連合によると認められる応募

キ　同一事項の応募について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の応募

ク　その他応募に関する条件に違反した応募

⑺　市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

第４　応募の手続き等

１　事業者の募集・選定スケジュール（案）

本事業における事業者の募集・選定スケジュールを次のとおり想定している。

日程（案）	内容
令和元年 8月 1日（木）	実施方針の公表
令和元年 8月 5日（月） ～ 8月15日（木）	実施方針に関する質問の受付
令和元年 8月 1日（木） ～ 8月23日（金）	現地見学（随時）
令和元年 8月23日（金）	実施方針に関する質問に対する回答・公表
令和元年 9月上旬 ～中旬	募集要項等の公表
令和元年 9月中旬	募集要項等に関する説明会
令和元年 9月中旬 ～下旬	募集要項等に関する質問の受付
令和元年10月上旬	募集要項等に関する質問に対する回答・公表
令和元年10月中旬 ～下旬	参加表明書及び提案書の受付
令和元年11月上旬	提案に関するヒアリング
令和元年11月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和元年12月中旬	基本協定の締結
令和２年１月下旬	契約の締結

２　応募の手続き

⑴　実施方針等に関する質問の受付

実施方針等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間

令和元年 8 月 5 日（月）9 時 ～ 令和元年 8 月 15 日（木）17 時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受け付けない。また 12 時から 13 時の間は受け付けないものとする。

イ　提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、別紙 2 に記入のうえ、E-mail に記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること。提出者は下記の電話番号に着信確認を行うこと。

提出先　　千葉市教育委員会事務局　学校教育部　保健体育課

電　話　　043-245-5942

E-mail　　hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

⑵　実施方針等に関する質問への回答の公表

提出された実施方針等に関する質問(第一回)への回答は、令和元年 8 月 23 日(金)

までに市ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ：

https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/oomiyacyoukihoukatsu2019.html

⑶ 現地見学

現地見学については以下の期間で応募者の希望に応じて随時行う。

ア 日時

令和元年８月１日（木）～8月 23（金）

イ 場所

千葉市大宮学校給食センター（千葉市若葉区大宮町 1068-2）

ウ 申込み

現地見学希望者は、事前に市の担当者へ電話連絡を行い、見学日時を調整すること。その上で別紙 3 に記入のうえ、E-mail に記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付して提出すること。なお、現地見学にあたっては現事業者との調整も必要なため、希望者は早めに連絡して調整すること。

提出先　千葉市教育委員会事務局　学校教育部　保健体育課

電　話　043-245-5942

E-mail　hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

⑷ 公募及び募集要項等の公表

令和元年 9 月上旬から中旬までに公募を行い、募集要項等を市ホームページにおいて公表する。

⑸ 募集要項等に対する説明会

募集要項等に対する説明会の開催を予定している。なお、詳細については、募集要項等公表時に示す。

⑹ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問に対する回答は市ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

⑺ 参加表明書及び提案書の受付

本事業への参加資格審査書類及び提案書類の提出を求める。

⑻ 提案に関するヒアリング

提案書の内容の確認のために応募者に対するヒアリングを実施する。

⑼　優先交渉権者の決定・公表

提出された提案書類について、総合的な評価を行い、優先交渉権者を決定する。審査結果及び優先交渉権者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。

第５　提案に関する条件

１　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件

⑴　立地条件

項目	内容
住所	千葉市若葉区大宮町 1068-2 番地 敷地面積：9,789.01 ㎡（事業範囲外の通学路，養護学校の利用地及び道路拡張用地分を含む。）
施設規模	最大提供食数：11,000 食／日 平成 31 年度実績：9,386 食／日（令和元年 5 月 1 日現在）程度 延床面積：合計 4,100.38 ㎡ 建築面積：合計 3,448.72 ㎡
主要施設	施設本体（給食エリア、事務エリア）、付帯施設（駐車場、排水処理施設、受水槽、ガバナ庫等）

２　事業計画に関する提案の条件

事業計画については、「様式集」及び次の事項に従い、提案書を作成すること。

⑴　委託料

市は、事業者から提供されたサービスの対価として委託料を支払う。支払方法の詳細については、募集要項等公表時に示す。

⑵　物価変動等による委託料の改定

委託料の改定の詳細については、募集要項等公表時に示す。

⑶　委託料の減額等

市は、モニタリングを行い、募集要項等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、募集要項等公表時に示す。

第６　優先交渉権者の選定方法等

１　選定方法

本事業では、施設の維持管理及び運営が良質な公共サービスの提供として、適正なコストで実施できる事業者の参加を広く募集する。事業者の選定に当たっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して公募型プロポーザル方式で行う。詳しい審査方法については募集要項等公表時に示す。

２　審査の手順及び方法

⑴　参加資格審査

市は参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認する。

⑵　提案審査

募集要項等公表時に公表する「優先交渉権者決定基準」に従って、提案書を総合的に審査・評価する。

⑶　審査項目

審査項目は「優先交渉権者決定基準」に示す。

⑷　審査結果

市は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その結果を市ホームページ等で公表する。

なお、市は、最終的に応募者がいない場合または優先交渉権者にふさわしいものがいない場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

第７　優先交渉権者決定後の手続

１　基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに基本協定を市と締結する。

２　ＳＰＣの設立

⑴　本事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてＳＰＣを基本協定書に基づき千葉市内において設立するものとする。

⑵　優先交渉権者の全ての構成員はＳＰＣへ出資することとし、構成員以外のものがＳＰＣへ出資することは認めない。

⑶　優先交渉権者の構成員のうち代表企業については、ＳＰＣに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにすることとする。

⑷　ＳＰＣに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

３　契約の締結

優先交渉権者は、市と契約に関する交渉を行った上で、設立したＳＰＣをもって市と本事業に関する契約を締結する。

４　次点交渉権者との協議

⑴　契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

⑵　契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合

市は、契約締結までに優先交渉権者が前記第３の１「応募者の備えるべき参加資格要件」で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

５　保険

ＳＰＣは本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、募集要項等公表時に示す。

６　リスク管理方針

⑴　基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本とする。施設の維持管理・運営における責任は原則としてＳＰＣが負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

⑵　予想されるリスク分担

市とＳＰＣのリスク分担については、募集要項等公表時に示す。なお、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第８　その他事業の実施に関し必要な事項

１　本事業に関する問合せ先

本事業の担当部署は、次のとおりである。

千葉市教育委員会事務局　学校教育部　保健体育課

〒260-8730　千葉県千葉市中央区問屋町1番35号　千葉ポートサイドタワー11階
電話　：043－245－5942　　／　　ＦＡＸ：043－245－5982
E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp

別紙１　事業スキーム図

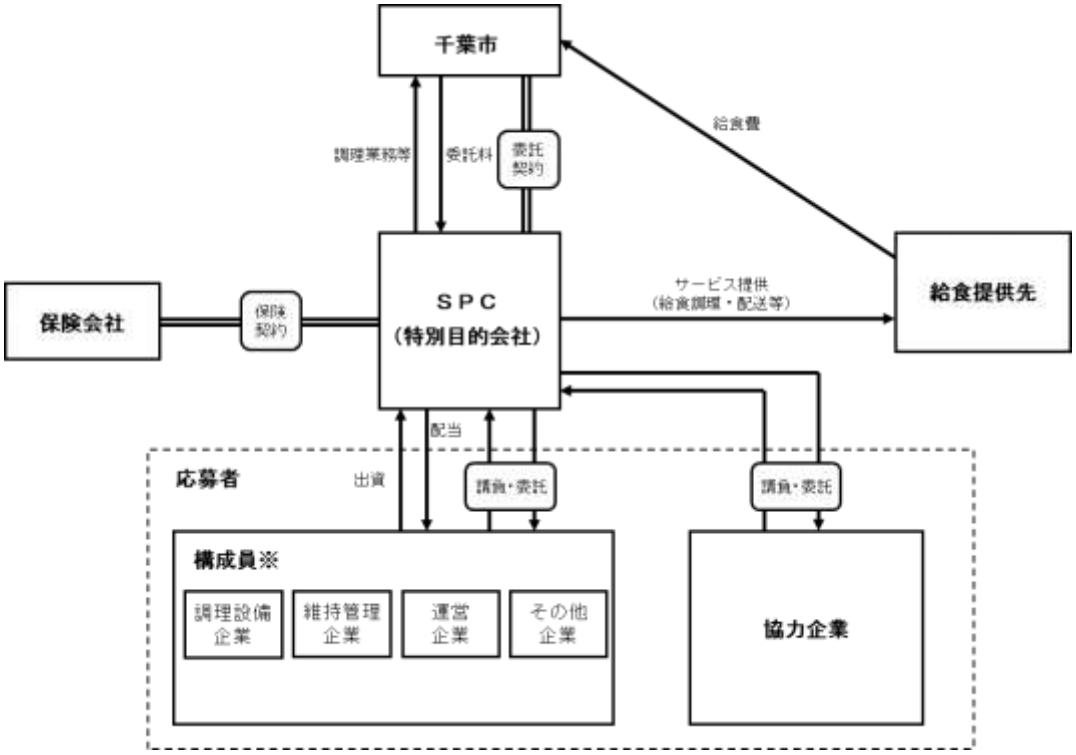

※構成員の構成企業（調理設備企業、維持管理企業、運営企業など）については必須ではない。

別紙２　実施方針に関する質問書

（別紙2）

令和　　年　　月　　日

実施方針に関する質問書

千葉市大宮学校給食センター維持管理運営長期包括事業の実施方針について、次のとおり質問事項がありますので、提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	

別添のエクセルファイルにて

ご記入いただき提出ください。

※記入上の
・同じ内容の
・質問が多い場合、行を適宜追加すること。
・行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。

	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項
例	実施方針	3	Ⅰ	1	(5)	エ	b	○○○	○○については△△でしょうか。
1									
2									
3									
4									
5									
6									

別紙３ 現地見学への参加申込書

令和　　年　　月　　日

現地見学への参加申込書

（宛先）千葉市長

「千葉市大宮学校給食センター維持管理運営長期包括事業」に関する現地見学を希望します。

商号又は名称	
所在地	
所属	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	
参加希望日時	月　　日（　　）
参加者名	

※　参加者は、１社又は１グループにつき６名までとします。
※　グループとして申込む場合は、参加者名の欄に所属する会社名も記載して下さい。